

カリキュラムのジェンダー平等意識

—性をめぐる視点から学習指導要領を読み解く—

助川 晃 洋

I ジェンダー概念の導入

近代家族の形成とともに生まれた性別役割規範は、特に1970年代以降の第二波フェミニズムの問題提起を踏まえて、今日、様々な角度から見直されている。その際の有力な視点が、言わずと知れたジェンダーである。ジェンダーは、生物学的な性差としてのセックスと区別された、社会的・文化的な性差を表す概念（「肉体的差異に意味を付与する知」⁽¹⁾）として、教育学や社会学はもちろん、より広範な学問分野で使用されている。ジェンダーには、男女間の優位—劣位、支配—従属という権力関係やヒエラルヒーが内在しており、その視点からすれば、男性は外へ働きに出て、お金を稼ぐ、女性は専ら家事や育児をする、地域の活動に参加する、PTAの役員を引き受けるという状況は、不当な差別を含んでいるのではないか、という批判がなされることになる。

ジェンダー概念は、「性差別の不当性を指摘し、それを変革していくための理論的根拠」⁽²⁾である。教育社会学は、この概念を学校における社会化研究に適用することで、次の重要な定見を手に入れている⁽³⁾。

「ジェンダーへの社会化」は「普遍主義的学校社会」の中で、ある意味では「隠れて」進行してきた。このことが「選別過程」に結び付くとき、単に「アスピレーション」の差を通じて「達成」の違いが現れるのみならず、その選別基準そのものが「普遍主義という名の下に隠されたセクシズム」を内包しているために性別分化がよりいっそう顕著になることがある。

教育（学）研究は、ジェンダー概念を取り込むことによって、

資本主義社会における差別や抑圧一般とは異なる、性差別の固有性を明らかにするとともに、学校教育の日常的なプロセスを通じて、性差別が作り出され（続け）るメカニズムを解明することに成功している。

II 男女平等の自覚

『学びの快樂』において佐藤学は、次のように述べている⁽⁴⁾。

教育におけるジェンダーの問題がもっとも具体的に表現されているのが、カリキュラムの領域である。カリキュラムは、教育内容を学びの経験として具体的に組織しており、その構成と実践と評価の過程をとおして、ジェンダーを生産し再生産している。

佐藤の指摘はまさに明察であり、事実、顕在的カリキュラムの典型である学習指導要領に対しては、ジェンダーの視点から様々な疑問が投げかけられている。例えば「歴史上の人物例の女性の少なさ」⁽⁵⁾についてである。2008年版小学校学習指導要領では、第6学年の社会で歴史学習を行う際に取り上げるべき人物が、次のように列挙されている⁽⁶⁾。

例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるように指導すること。

卑弥呼、聖徳太子、小野妹子、中大兄皇子、中臣鎌足、聖武天皇、行基、鑑真、藤原道長、紫式部、清少納言、平清盛、源頼朝、源義経、北条時宗、足利義満、足利義政、雪舟、ザビエル、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、徳川家光、近松門左衛門、歌川（安藤）広重、本居宣長、杉田玄白、伊能忠敬、ペリー、勝海舟、西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允、明治天皇、福沢諭吉、大隈重信、板垣退助、伊藤博文、陸奥宗光、東郷平八郎、小村寿太郎、野口英世

この箇所をめぐるのは、白澤社編集部とのインタビューの中で木村涼子が、注目すべき発言を行っている。やや長くなるが、やりとりの全文を引用する⁽⁷⁾。

——ところで、小学校社会科で、取りあげる人物として名があげられているのは四五人いますが（正しくは42人—引用者注）、そのうち女性は三人しかいません。女性登場率は一割以下です。これでは、現行学習指導要領と変わらないのですが、歴史は男性が作ったものだと、誰だって思いますよ。

（中略）

そう思いますよね。そう思って育ってきました。卑弥呼はとても昔の話だし、なかば伝説上の人物という感じもしますし……。

それにしても、例えば、天武天皇の皇后で女性天皇となった持統天皇（在位六九六～六九七）は、律令制度の基礎となる「大宝律令」を完成させるなど大きな仕事をした人物なのに出てこないですよ。鎌倉幕府を定着させた北条政子も、歌舞伎の創始者の出雲阿国も出てこない。さらに、近代になってからは一人も出てこないのは、どういうことでしょう。バランスを欠きますね。卑弥呼は欠かせないから入れてあるとしても、他は文学に携わった女性だけということは印象深いことです。男性の場合は政治家も文化にかかわった人も、わりとまんべんなく取り上げられています。でも、女性についてはそうになっていない。

伝記物もそうですけども、女性が出てこないというのは、自己イメージに関わる問題です。女の子が自分は何者なのかを考えると、社会的に意味のない存在であるということをつくづく思い知らされると思います。よく教科書分析で指摘されている文学作品についても、作者も男性中心だし、出てくる登場人物の主人公も男性中心だし、教科書の世界の中でやはり男性イコール人間なんです。それはおかしいとか思う前に、そういう違いがあるとして受け入れるしかなくなると思うので、この取り上げるよう列記された歴史上の人物の並びはよくありませんね。

よくアメリカや他の国でもそういうことが同じように問題になっています。歴史上知っている人物を挙げてごらんと

いったら、男性の名前しか出てこなくて、それがどれだけ女性の自尊感情をそこねているかということが指摘されています。女性は、まずそのときに活躍がなかなかできない条件の下に置かれている。その上、活躍しても評価されずに記録に残らないから、二重に抹殺されていて、後世の人が知り得ない。あるいは、当時の記録には残っているのに、近代になって明治以降の男性たちが、ちゃんと残っている記録すら見えなくして、何重にも女性を消してきた歴史というのが、必ずあると思うんです。

もうすでに知っている名前ではないと、立派な働きをした人ではないのだと、私なども思い込んでいますから、北条政子が政治家としてすごい人だというのは、やっぱり十分には分かってないんですね。それは文字にして、書かれて伝えられないと分からないことで、逆に源義経なんて、さも大層なことをしたかのようにイメージが作られている（笑）。

——歴史に翻弄された人ではあるかもしれませんが、歴史を作った側ではないでしょう。

何が消されてきたのかというのは、女性自身もよほど時間をかけて研究して掘り起こしていかないと見えない、深いところに隠されてきたと感じます。若桑みどりさんが行なってきたような女性画家について、他にも、女性文学者や女性科学者について、歴史の闇からの掘り起こしと彼女たちを再評価する研究などがさかんになってきています。科学分野だと、一八世紀、一九世紀以降のことだったら業績も比較しやすいので、わずかに残っている記録の中から、大発明をしても消されてきた女性の存在が証明されている。そのような研究を読むとびっくりします。女性科学者って、キュリー夫人だけじゃないのかと。多くの女性の活躍が、本当に消されてきているのです。

歴史学（日本史、女性史）にも、社会科（歴史）教育にも全く不案内であるため、上述した学習指導要領の人選の適否を断定することは、筆者の手に余る。史実や学説を踏まえて候補者を選び、授業時数の制約や子どもの学習上の便宜を考慮して人数を絞った

ところ、たまたま男性ばかりになってしまったとすれば、それはあくまでも無意図のかつ結果的に偏りが生じただけであり、（フランスのバリテ法⁽⁸⁾のような決まり事があるわけではない以上）殊更に問題視すべきではない。しかし（とりあえず木村の理解に従うならば）持統天皇や北条政子のように、名前が挙がってもおかしくないにもかかわらず、なぜかそうはならなかった女性が少なからずいることは間違いないだろう。2017年版小学校学習指導要領においても、42人のリストは一切の変更なく引き継がれており、新たに追加された人物は男女問わず皆無である⁽⁹⁾。

2017年版小・中学校学習指導要領では、「両性の本質的平等」（中・社会）⁽¹⁰⁾、家族の「協力」（小・家庭、中・技術・家庭）⁽¹¹⁾、「異性への関心」（小・体育、中・保健体育）⁽¹²⁾、「異性についての理解」（小・中道徳）⁽¹³⁾などについて言及されており、ジェンダー・バイアスやジェンダー・ギャップの解消、あるいはジェンダー・ステレオタイプの払拭に向けた姿勢を一定程度看取することができる。それでもジェンダー研究者から寄せられる評価は、以下に例示しているように⁽¹⁴⁾、総じてかなり手厳しいものばかりである。

新たに改訂された小・中学校の学習指導要領を、ジェンダーの視点から整理してきた。この整理から明らかになったのは、ジェンダー平等やジェンダー公正な社会の構築へ向けて、新たな学習指導要領が果たす役割は極めて小さいということである。むしろ、性別特性や性別役割分業を暗に前提とした記述も見られることから、ジェンダー不平等な社会の形成へ学習指導要領が貢献しているとも言えよう。

Ⅲ 多様な性への対応

ジェンダーとは多義的な概念であり、学校教育におけるジェンダー平等は、男女平等とイコールではない。この問題は、性自認や性別違和、性的指向が理由で、男女のどちらかに区分することができない、またそのいずれでもない人たち、すなわちLGBT（Lesbian、Gay、Bisexual、Transgenderの頭文字を並列して表記したもの。IntersexのIを加えてLGBTI、Queer、もしくはQuestioningのQを加えてLGBTQと表記する場合もある）の存在

を視野に入れなければ、満足な解にまで決して行き着かない。学校現場には、本質主義（本質還元論）⁽¹⁵⁾ や異性愛中心主義（ヘテロセクシズム、ヘテロノーマティブ）⁽¹⁶⁾ から脱却し、ジェンダーの平等とセクシュアリティの平等を統一的に把握・追求することによって、性の多様性や複数性へと開かれることで、性教育や健康教育の場面を通じて、例えば同性愛を病理とみなすような見方を変えていくことが求められる。すでに欧米では、クイア・ペダゴジーという形で、そうした実践が試みられている⁽¹⁷⁾。

文部科学省もまた、（2010年4月23日に「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」⁽¹⁸⁾、より新しいところでは）2015年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を发出し、次の諸点にかかわる具体的な配慮事項を整理している⁽¹⁹⁾。

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援
 - ・学校における支援体制について
 - ・医療機関との連携について
 - ・学校生活の各場面での支援について
 - ・卒業証明書等について
 - ・当事者である児童生徒の保護者との関係について
 - ・教育委員会等による支援について
 - ・その他留意点について
2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

加えて、2018年4月1日に作成・公表された周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」⁽²⁰⁾などが功を奏して、性的少数者の存在が可視化され、当該児童・生徒への適切な対応を周囲が心がけるようになりつつあることは、大きな前進に違いない。しかし学習指導要領について言えば、多様な性とその平等に関する記述は、どこを探してもまるで見当たらない。高等学校で2017年度から使われている家庭基礎や家庭総合、現代社会、倫理の教科書で、それが初登場して以来、翌年度には世界史や政治・経済、コミュニケーション英語に拡大し、やがて小・中

学校用でも随所で見られるようになったものの⁽²¹⁾、大本の部分は、相変わらず鈍感なままである。その限りにおいて、次の指摘には大筋で納得がいく⁽²²⁾。

文部科学省によって対応が示されたLGBTIの人々の存在についても、新学習指導要領では一切触れられていない。

もちろん、学校現場では多くの教師たちがジェンダー平等へ向けてや、LGBTIの人々の存在を前提とした多くの教育実践が蓄積されていることも事実である。そうした教育実践を教育課程から支えるためにも、ジェンダー平等を目指した、また、LGBTIの人々も前提とした学習指導要領の形成が今後必要になるだろう。

注

- (1) ジョーン・W.スコット著、荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』平凡社、1992年、p.16.
- (2) 小山静子「ジェンダーと教育」『教育学研究』第62巻第3号、日本教育学会、1995年9月、p.246.
- (3) 森繁男「『ジェンダーと教育』研究の推移と現況—『女性』から『ジェンダー』へ—」『教育社会学研究』第50集、日本教育社会学会、1992年8月、p.178.
- (4) 佐藤学『学びの快楽 ダイアローグへ』世織書房、1999年、p.395.
- (5) 竹内常一・子安潤・木村涼子・阿部昇・加藤郁夫・小野政美・吉永紀子・鶴田敦子・松下良平・藤井啓之・寺島隆吉・金馬国晴・新谷恭明『2008年版学習指導要領を読む視点』白澤社、2008年、p.54.
- (6) 文部科学省『小学校学習指導要領』東京書籍、2008年、p.40.
- (7) (5)と同じ、pp.54-57.
- (8) 糠塚康江『パリティの論理—男女共同参画の技法—』信山社、2005年
- (9) 文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）』東洋館出版社、2018年、p.61.

- (10) 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）』東山書房、2018年、p.58.
- (11) (9)と同じ、p.136.
(10)と同じ、p.137.
- (12) (9)と同じ、p.148.
(10)と同じ、p.129.
- (13) (9)と同じ、p.167.
(10)と同じ、p.155.
- (14) 寺町晋哉「ジェンダーの視点からみた新学習指導要領」『宮崎公立大学人文学部紀要』第25巻第1号、宮崎公立大学人文学部、2018年3月、pp.119-120.
- (15) 田崎英明「摩擦と抵抗」『現代思想』第20巻第1号、青土社、1992年1月、pp.116-124.
- (16) 伊藤悟・築瀬竜太『異性愛をめぐる対話』飛鳥新社、1999年
平野広朗『アンチ・ヘテロセクシズム』パンドラ、1994年
- (17) クレア・マリィ「イデオロギー・アイデンティティ・デザインー言語とセクシュアリティ研究を問う」小玉亮子編著『現在と性をめぐる9つの試論 言語・社会・文学からのアプローチ』春風社、2007年、pp.233-256.
クイア（＝クィア）は、「風変わりな、奇妙な」という意味で同性愛者の侮蔑語（変態、オカマ）であったが、いまでは性的少数者を包括する言葉として用いられている。
河口和也『クィア・スタディーズ』岩波書店、2003年
坂本良哉「クィア・スタディーズの本邦における受容と課題ークィア・ペダゴジーの展開に向けてー」『都留文科大学大学院紀要』第26集、都留文科大学大学院、2022年3月、pp.51-68.
森山至貴『LGBTを読みとくークィア・スタディーズ入門』筑摩書房、2017年
- (18) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sanko-

siryo/1348938.htm（2022年5月1日接続確認）

- (19) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm（2022年4月27日接続確認）
- (20) https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf（2022年4月28日接続確認）
- (21) 石渡裕子「我が国におけるジェンダー平等教育の現状と課題」『レファレンス』No.850、国立国会図書館、2021年10月、p.21.
- (22) (14)と同じ、p.120.

参考文献

- 天野正子「『性（ジェンダー）と教育』研究の現代的課題—かくされた『領域』の持続—」『社会学評論』第39巻第3号（通巻第155号）、日本社会学会、1988年12月、pp.266-283.
- 伊東良徳・大脇雅子・紙子達子・吉岡睦子『教科書の中の男女差別』明石書店、1991年
- 上野千鶴子『発情装置（新版）』岩波書店、2015年
- 氏原陽子「中学校における男女平等と性差別の錯綜—二つの『隠れたカリキュラム』レベルから—」『教育社会学研究』第58集、日本教育社会学会、1996年5月、pp.29-45.
- 木村育恵「男女平等教育実践をめぐる教師文化の構造」『教育社会学研究』第84集、日本教育社会学会、2009年5月、pp.227-246.
- 木村育恵「ジェンダーや多様な性に関する学校現場の現状—北海道における教員調査をもとにして—」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第71巻第1号、北海道教育大学、2020年8月、pp.1-14.
- 木村涼子『学校文化とジェンダー』勁草書房、1999年
- 木村涼子編著『リーディングス日本の教育と社会16 ジェンダーと教育』日本図書センター、2009年

- 木村涼子・小玉亮子『教育／家族をジェンダーで語れば』白澤社、
2005年
- 小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年
- 柴野昌山編『しつけの社会学 社会化と社会統制』世界思想社、
1989年
- 下田次郎『女子教育』玉川大学出版部、1973年
- ネリー・ストロンキスト著、結城貴子訳・解説『教育における
ジェンダー平等』東信堂、2015年
- 多賀太『男子問題の時代？ 錯綜するジェンダーと教育のポリ
ティクス』学文社、2016年
- 館かおる「ジェンダー概念の検討」『ジェンダー研究』第1号、
お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、1998年3月、
pp.81-95.
- ナンシー・チョドロウ著、大塚光子・大内智子共訳『母親業の再
生産 性差別の心理・社会的基盤』新曜社、1981年
- 寺田千栄子『LGBTQの子どもへの学校ソーシャルワーク エン
パワメント視点からの実践モデル』明石書店、2020年
- 寺町晋哉「『ジェンダー教育実践』が生み出す葛藤と変容—教師
へのインタビュー調査から—」『教育学研究』第81巻第3
号、日本教育学会、2014年9月、pp.310-321.
- 寺町晋哉『＜教師の人生＞と向き合うジェンダー教育実践』晃洋
書房、2021年
- 天童睦子『女性のエンパワメントと教育の未来 知識をジェン
ダーで問い直す』東信堂、2020年
- 土肥いつき「トランスジェンダー生徒の学校経験—学校の中の
性別分化とジェンダー葛藤—」『教育社会学研究』第97集、
日本教育社会学会、2015年11月、pp.47-66.
- 中西祐子『ジェンダー・トラック 青年期女性の進路形成と教育
組織の社会学』東洋館出版社、1998年
- 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店、1992年
- ジュディス・バトラー著、竹田和子訳『ジェンダー・トラブル
フェミニズムとアイデンティティの攪乱(新装版)』青土社、

2018年

- 深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房、1998年
- 藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報7 ジェンダーと教育』世織書房、1999年
- 眞野豊『多様な性の視点でつくる学校教育 セクシュアリティによる差別をなくすための学びへ』松籟社、2020年
- 三成美保編著『教育とLGBTIをつなぐ 学校・大学の現場から考える』青弓社、2017年
- 宮崎あゆみ「学校における『性役割の社会化』再考—教師による性別カテゴリー使用をてがかりとして—」『教育社会学研究』第48集、日本教育社会学会、1991年5月、pp.105-123.
- 吉原令子『アメリカの第二波フェミニズム 一九六〇年代から現在まで』ドメス出版、2013年
- 若桑みどり『象徴としての女性像 ジェンダー史から見た家父長制社会における女性表象』筑摩書房、2000年